

東大和市公共施設等総合管理計画

【概要版】



東大和市役所

平成29年2月

東大和市

第1章 公共施設等総合管理計画について

第1節 公共施設等総合管理計画の意義

公共施設等総合管理計画は、学校や道路といった公共施設等の老朽化対策に必要な財源の不足、少子高齢化に伴う抜本的な総量やサービスの見直しの必要性を主な背景とし、国の「インフラ長寿命化基本計画」との整合を図り、公共施設等の最適化を実現するための基本方針を盛り込んだ計画です。具体的には、公共施設等に関する現況と将来の見通しを踏まえ、中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化を図ることとしています。

第2節 公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組

公共施設等総合管理計画の策定過程において、市が保有する公共施設等の現状及び将来見通しを分析するため、平成27年度に、公共施設等白書を作成し公表しています。公共施設等総合管理計画は、公共施設等白書の作成に用いたデータを基に検討を行いながら、可能な限り、データの補正や更新を行っています。

第3節 公共施設等総合管理計画の位置付け

東大和市公共施設等総合管理計画は、東大和市総合計画（基本構想・基本計画）を上位計画とするとともに、まちづくりに関係する総合的な視点を踏まえる必要から、東大和市都市マスタープランとの整合を図って策定しています。公共施設等に関する行動計画（アクションプラン）や個別施設計画については、公共施設等総合管理計画に即して今後の策定や更新を行う予定です。

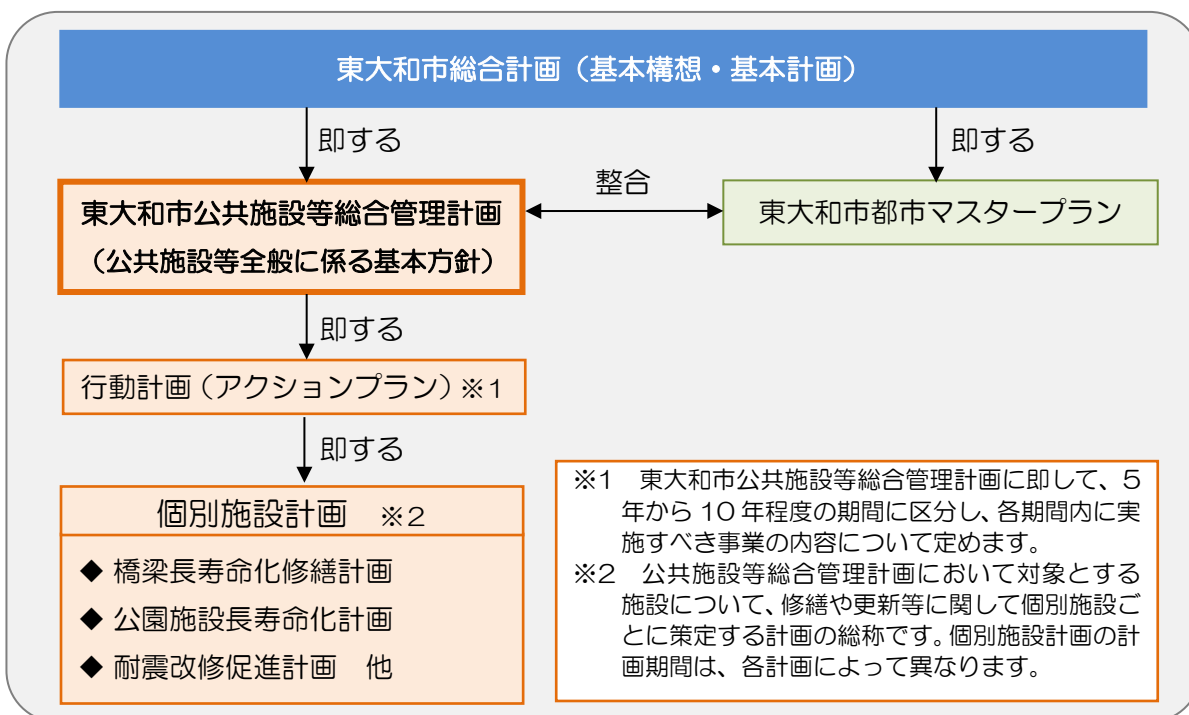


図 1-1 東大和市における公共施設等総合管理計画の体系的な位置付け

第4節 計画期間

長期にわたる人口減少等の社会情勢の見通しを踏まえ、総合的かつ計画的な管理を推進する観点から、計画期間は、平成29（2017）年度から平成68（2056）年度までの40年間とします。

また、公共施設等の総量や将来の見通しの分析の前提条件に大きな変更が生じた際には必要に応じて内容の全部又は一部の見直しを行います。

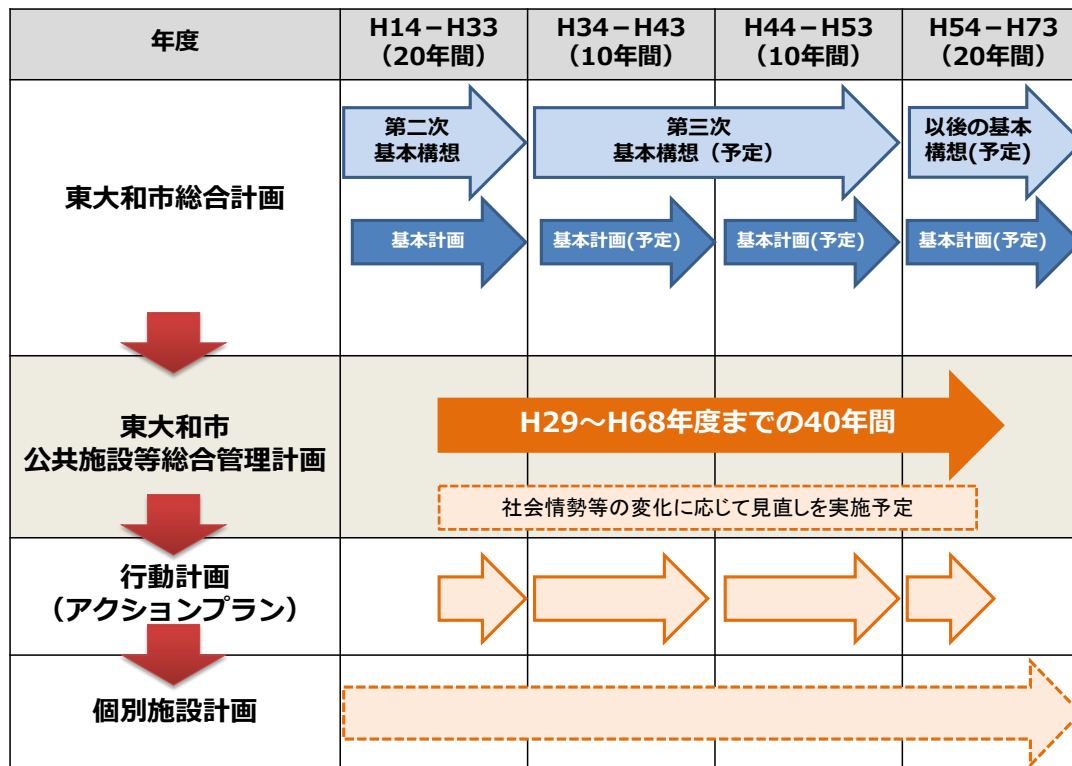


図 1-2 東大和市における公共施設等総合管理計画等の計画期間

第5節 公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設等

本計画の対象範囲は、図1-3のとおりです。

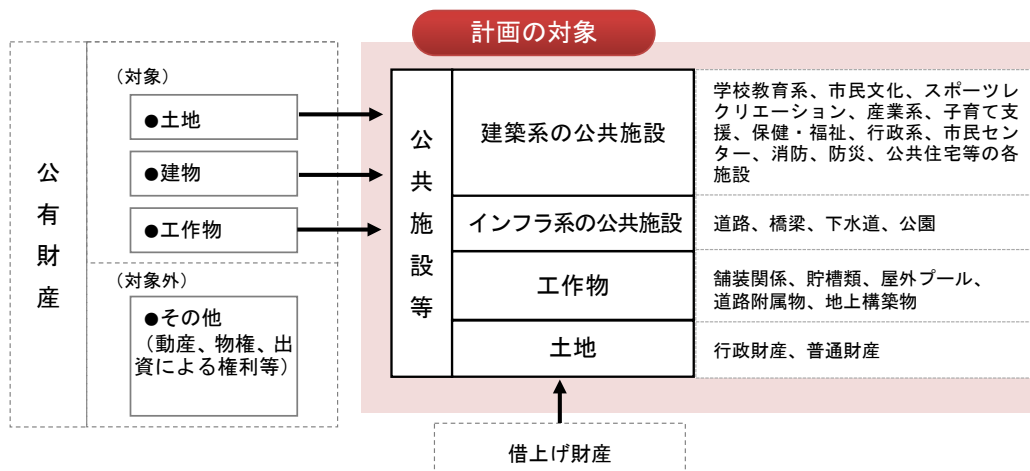


図 1-3 計画の対象範囲

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1節 公共施設等

第1項 建築系の公共施設

(1) 施設類型別の保有状況

市がサービスを提供する建築系の公共施設の総延床面積は約 145,942 m²（平成 27 年度末）で、市民一人当たりの保有面積は約 1.70 m²/人となります¹。

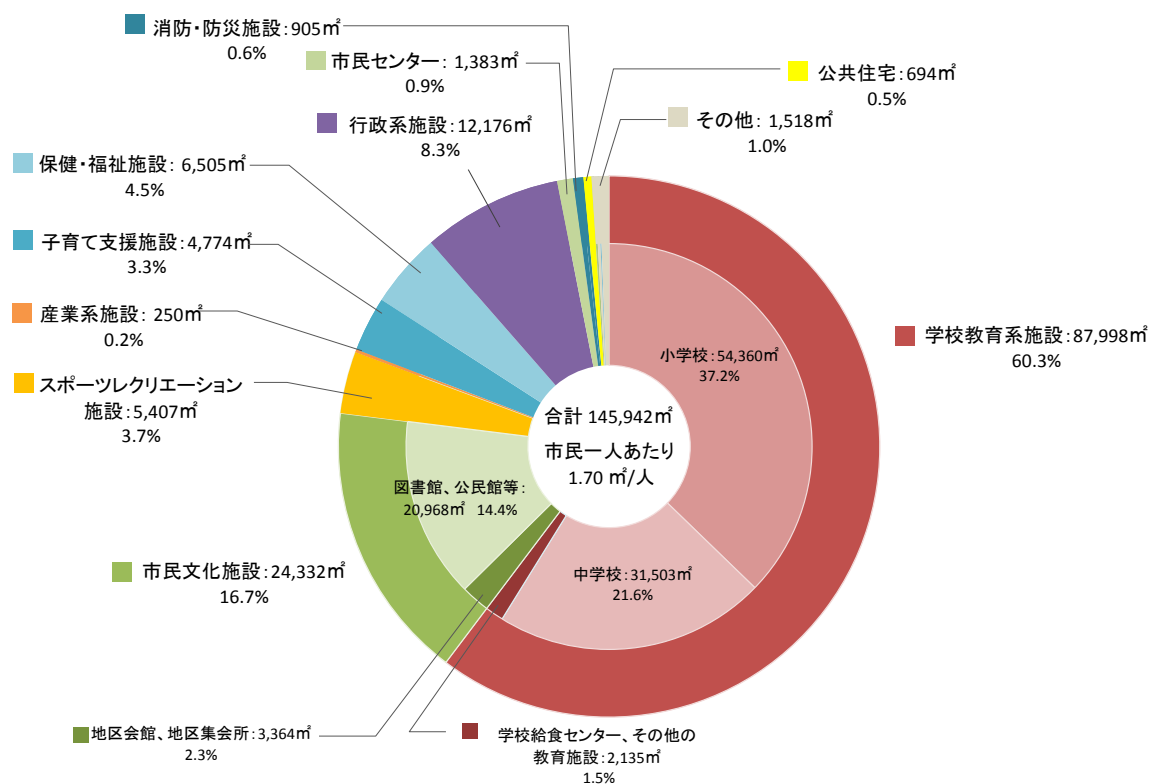


図 2-1 建築系の公共施設の施設類型別延床面積

(注) 市民センターに含まれる各施設はそれぞれの施設類型に計上しており、市民センターとしての面積はそれらを除いた部分の面積を計上しています。
 スポーツレクリエーション施設の面積は、各施設の管理棟（市民プールは更衣室棟）のみを計上しています（プール自体の面積は含んでいません）。

¹ 都や民間等の施設を借り受けて市がサービスを提供している施設を含みます。また、市の人口は平成 27 年度末の住民基本台帳人口統計表（86,044 人）を元としています。

(2) 建築年度別の状況

市がサービスを提供する建築系の公共施設²について建築年度別の状況を見ると、昭和30年代初めに市営住宅、昭和40～50年代にかけて小・中学校の整備がなされ、続いて昭和60年頃までに現在の市役所庁舎（移転）や市民プール等の施設を建築しました。これらを含む築30年以上の建物は、全体の約75%の床面積（109,498㎡）を占めています。

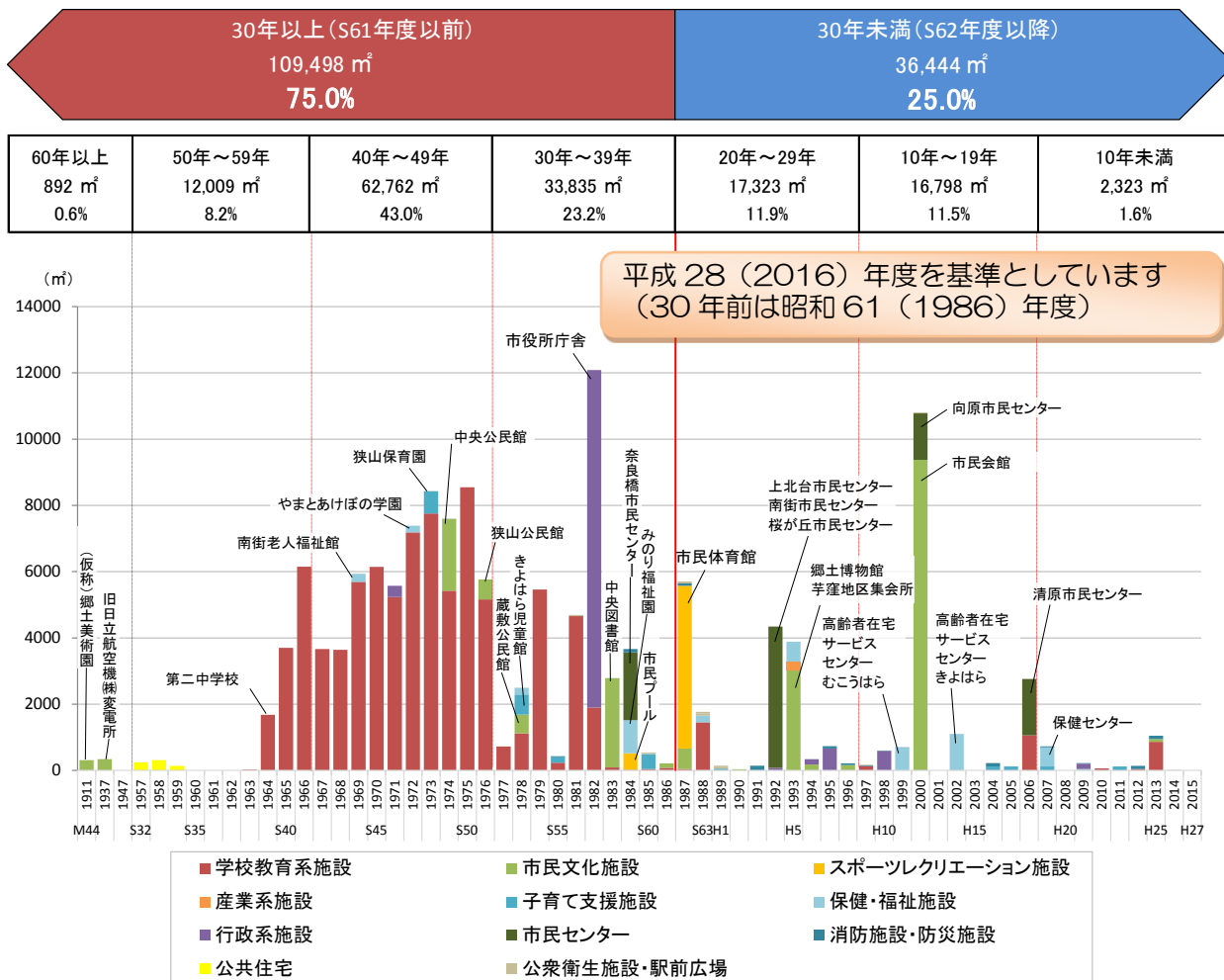


図 2-2 建築年度別の延床面積の状況

(3) 維持管理費用の支出状況

平成25年度における建築系の公共施設の維持管理費用の合計は、全体で33.6億円です。内訳では、人件費の割合が多く15.7億円を占めており、次いで事業運営費が8億円で、建物維持管理費が7.7億円です。施設類型別では、保健・福祉施設が11.4億円、学校教育系施設が7.2億円、市民文化施設が6.1億円となっています。

² 都や民間等の施設を借り受けて市がサービスを提供している施設の床面積を含みます。

第2項 インフラ系の公共施設

(1) インフラ系の公共施設の状況

市が管理するインフラ系の公共施設の状況は、平成27年度末時点で次のとおりです。

道路のうち、認定道路（市道）は、総延長が約210km、総面積が約1,257,000㎡で、舗装率は94.7%に達しています。認定外道路（市道以外で市が管理する道路）は、総延長が約12km、総面積が約60,900㎡で、舗装率は約60%です。

橋梁は、総延長が約617m、総面積が約3,984㎡です。

下水道（汚水）は、管渠の総延長が約240kmに達し、下水道普及率（世帯・人口）は99.9%以上で、汚水整備は完成の域に達しています。

公園は、都市公園法（昭和31年法律第79号）に定める都市公園を96施設、総面積約306,946㎡、子ども広場は、18施設、総面積約23,566㎡を有しています。

(2) 維持管理費用の支出状況

平成25年度におけるインフラ系の公共施設の維持管理費用の合計は、全体で約9.6億円です。内訳では、下水道の維持管理費用の割合が最も多く約6.4億円を占めています。

第3項 工作物

工作物とは、地面に定着している人工的な構築物で、建物以外のものを指します。

これらの施設（工作物）についても、日常的な点検や清掃等の維持管理が必要です。また、長寿命化計画³・大規模修繕及び更新の対象となるものも含まれます。

第4項 土地

市における公有財産の土地は、平成27年度末において約524,600㎡ですが、このうち普通財産は3%程度の16,800㎡を占めるにとどまっています。ただし、昭和45年度以降の普通財産の面積をみると、約10,000㎡台で増減を繰り返しており、普通財産を適切に管理する必要性が長期にわたって継続している状況です。

また、公共施設等を設置している用地の中には、借地によって用地を確保しながら行政サービスの提供を行っているものもあります。

³ 施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画。新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策や、更新を含め将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取組を計画します。

第2節 人口

第1項 人口の推移と将来推計

市の人口は、昭和 55（1980）年以降人口増加が続いており、平成 22（2010）年 10 月に行われた国勢調査では 83,068 人でした。「東大和市人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）に基づく将来人口推計によると、市の人口は平成 32（2020）年までは増加し、以後緩やかに減少する見込みです。平成 72（2060）年には、人口は約 71,700 人程度に減少する見込みです。この将来人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計における出生、死亡、移動等の傾向に準拠し、平成 27 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳の人口の実績値を採用して推計しています。

年齢三区区分⁴の人口内訳は、下図のとおりです。

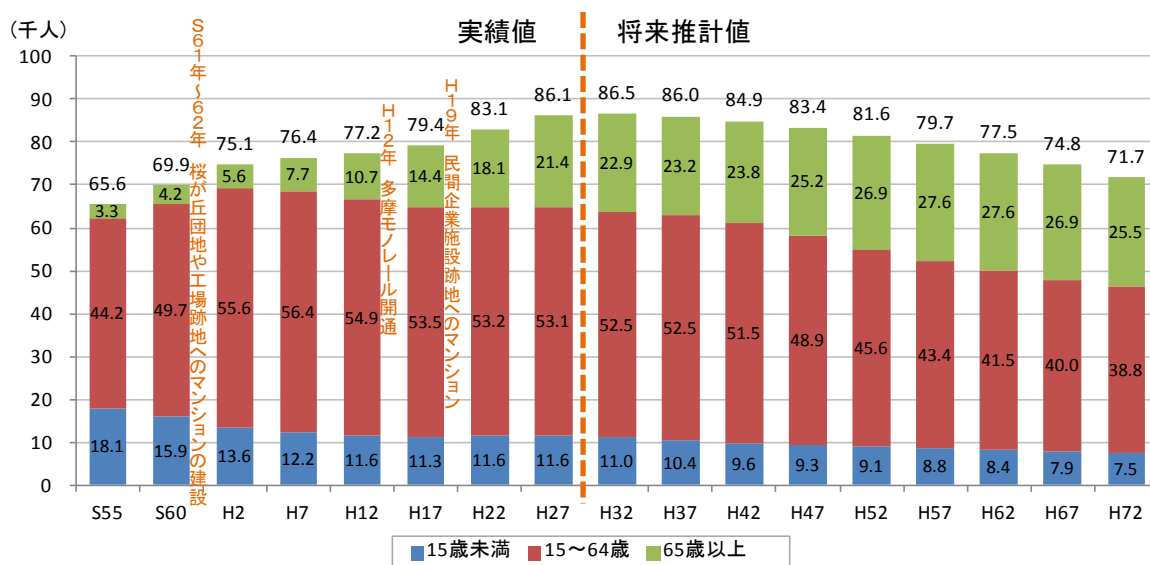


図 2-3 人口の推移

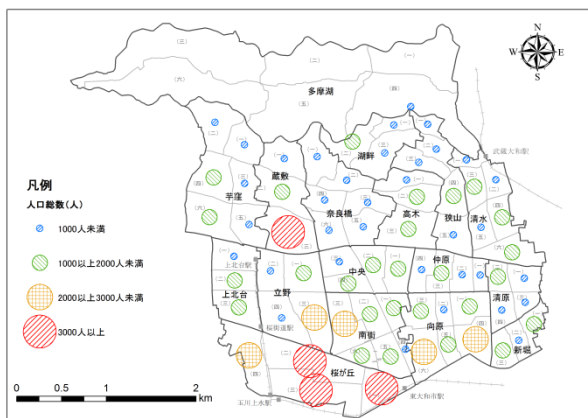
(注) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

出典：東大和市人口ビジョンを基に作成

第2項 町丁目別人口の現状と将来推計

町丁目別の人口は、西武拝島線及び多摩モノレール沿線の地域に多い傾向にあります。

将来人口推計によると、市域の北部及び東部において人口減少が見込まれ、特に老年人口割合の高い町丁目においては、20年後の平成 47（2035）年頃まで人口減少が顕著な傾向となっています。一方で、老年人口割合が比較的低い町丁目においては、5年後の平成 32（2020）年から 20年後の平成 47（2035）年にかけて人口が増加する傾向にあり、市内の将来人口の動向は二極化しています。



⁴ 年齢三区区分とは、0歳から14歳までを年少人口、15歳から64歳までを生産年齢人口、65歳以上を老年人口として三分類した定義をいいます。

第3節 財政

財政の見通しとして、現時点の税財政制度をもとに、景気動向や少子高齢化社会の進行、生産年齢人口などの影響を踏まえると、歳入では、市税の減少が見込まれ、歳出では、高齢化の進行により扶助費や介護保険特別会計への繰出金など社会保障関係費の増加が見込まれます。

第1項 一般会計⁵

(1) 歳入

平成20年度以降の歳入は、自主財源の割合が毎年減少する傾向にあります。財政構造の自主性と安定性を向上させるためには、自主財源の割合を高める必要があります。

(2) 歳出

平成20年度以降の歳出は、毎年徐々に増加する傾向にあります。その推移を性質別にみると、人件費⁶、扶助費⁷及び公債費⁸を指す義務的経費が50%以上を占めており、公共施設等の整備に充てる投資的経費⁹は約5%前後で推移しています。

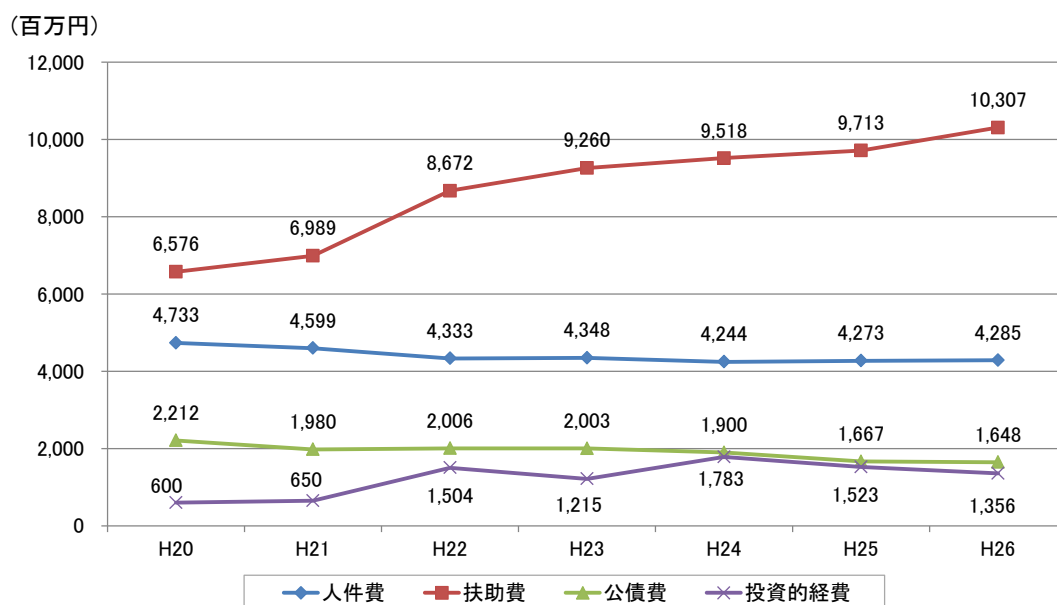


図 2-4 主要な歳出(性質別)の年度別推移

出典：地方財政状況調査関係資料における決算カード

⁵ 一般会計とは、福祉や教育、消防など国民・住民に広く行われる事業における歳入・歳出の会計で歳入の大半が税金であるものをいいます。

⁶ 人件費とは、正規職員や非常勤職員に対し、勤労の対価や報酬として支払う経費及び退職手当組合負担金などです。

⁷ 扶助費とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）や地方公共団体独自の事業により対象者に直接支給した現金等の経費です。

⁸ 公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計です。

⁹ 投資的経費とは、施設の建設や土地取得など、財産を形成する事業に使われる経費です。

(3) 普通建設事業費

建築系の公共施設及びインフラ系の公共施設に係る普通建設事業費の全体は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の総額で約 74 億円、1 年当たりの平均額で約 15 億円です。このうち、建築系の公共施設に係る工事請負費（耐震関係を含む）の 1 年当たりの平均額が約 7 億円、インフラ系の公共施設に係る工事請負費（下水道特別事業会計分は含まない）の 1 年当たりの平均額が約 1 億円、その他に係る費用の 1 年当たりの平均額が約 7 億円となっています。

表 2-1 普通建設事業費の年度別推移

(単位:百万円)

項 目	H22		H23		H24		H25		H26		小計		平均			
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
建築系の公共施設 (耐震関係を除く)	①	236	81.0%	247	77.6%	568	87.1%	473	79.4%	360	69.3%	1,883	79.2%	377	79.2%	
インフラ系の公共施設	②	55	18.8%	71	22.4%	84	12.9%	123	20.7%	160	30.7%	493	20.7%	99	20.7%	
小計	③=①+②	291	100%	318	100%	652	100%	596	100%	520	100%	2,376	100%	475	100%	
その他	建築系の公共施設 (耐震関係)	④	533	—	452	—	540	—	31	—	187	—	1,743	—	349	—
	その他	⑤	680	—	445	—	591	—	896	—	646	—	3,258	—	652	—
合計	⑥=③+④+⑤	1,504	—	1,215	—	1,783	—	1,523	—	1,353	—	7,378	—	1,476	—	

(注 1) 将来的な普通建設事業費の動向を検証するために、建築系の公共施設の実績額のうち耐震工事費などの耐震関係に係る歳出は「その他：④」に含めて整理しています。また、「その他：⑤」には、普通建設事業全体に係る人件費、公園整備等の補助金・負担金、補償費、用地購入費等を含みます。

(注 2) 端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

第 2 項 特別会計¹⁰ (下水道)

歳入においては、平成 22 年度を境に大きく減少した市債や、年々減少傾向にあった使用料及び手数料を要因として歳入の減少傾向が続いていましたが、平成 26 年度には使用料及び手数料の増加等により微増となりました。

歳出については、管渠布設工事等の事業費が減少し、平成 22 年度以降は概ね横ばいの水準にて推移していますが、平成 26 年度には総務費、投資的経費の増加により微増となりました。

下水道管渠の建設等に使用される投資的経費は、平成 20 年度以降は 0.5 億円から 1.8 億円の間で推移しており、1 年当たりの平均では約 1 億円となっています。

表 2-2 下水道事業特別会計 投資的経費の年度別推移

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平均
投資的経費(事業費)	181	163	100	52	85	86	113	111

出典：東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算書

¹⁰ 特別会計とは、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する場合において条例で設置する会計をいいます。

第4節 将来更新費用の推計

(1) 維持管理費用を含めた推計

建築系の公共施設とインフラ系の公共施設の各更新費用と維持管理費用を合算した総額は、60年間で約4,283億円であり、1年当たりの平均額では約71億円の維持管理・更新費用が必要となります。

更新費用に充当可能な財源の見込み額は、毎年約9億円、維持管理費用に充当可能な財源の見込み額は、平成25年度の建築系の公共施設における維持管理費用の実績である約33.6億円とインフラ系の公共施設における実績である約9.6億円の合計である約43.2億円であるため、維持管理・更新費用に充当可能な見込み額は毎年約52億円であると仮定します。

以上のことから、現在保有している全ての公共施設等を維持管理・更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額に対して、年平均で約19億円の不足となります。

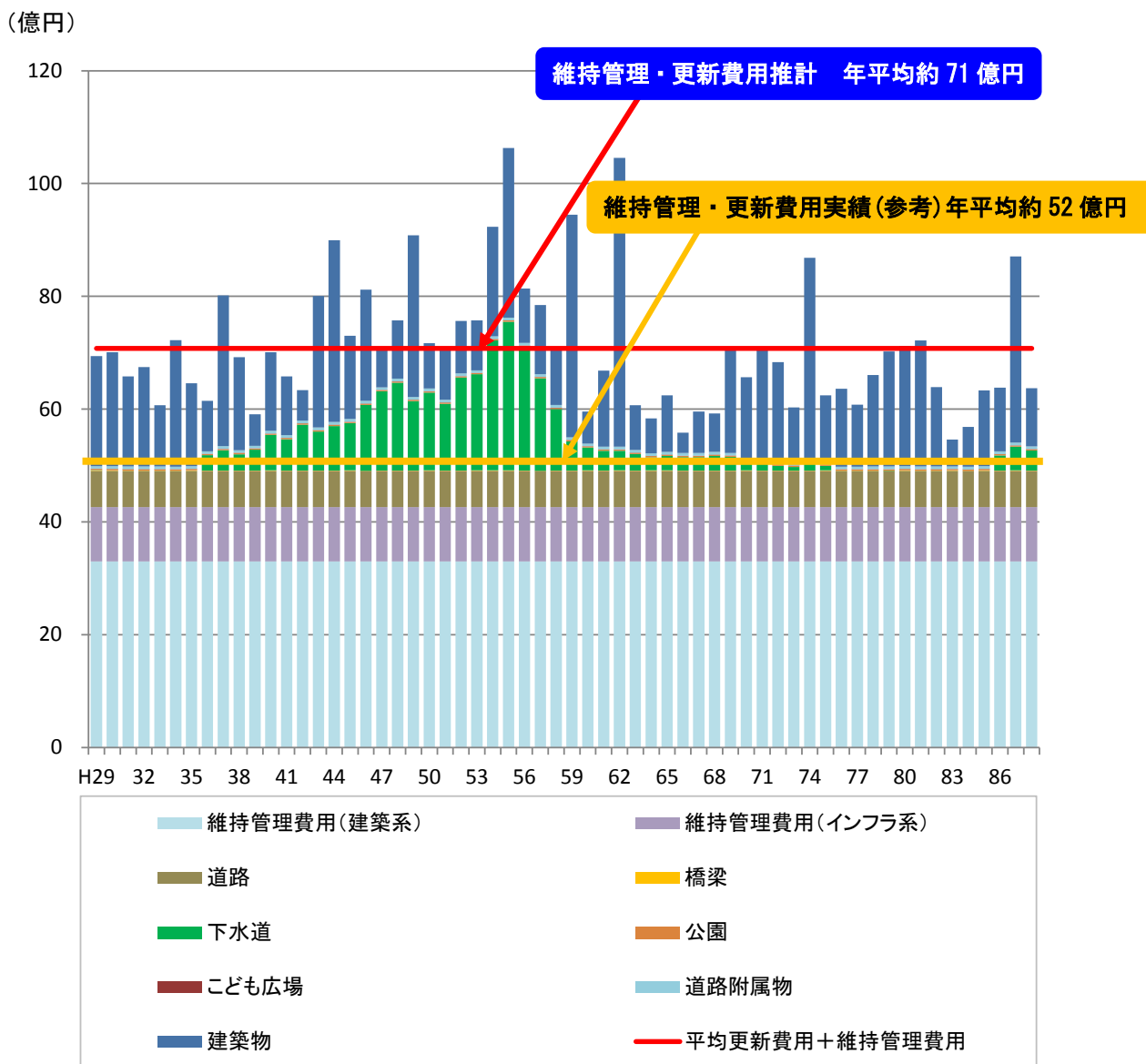
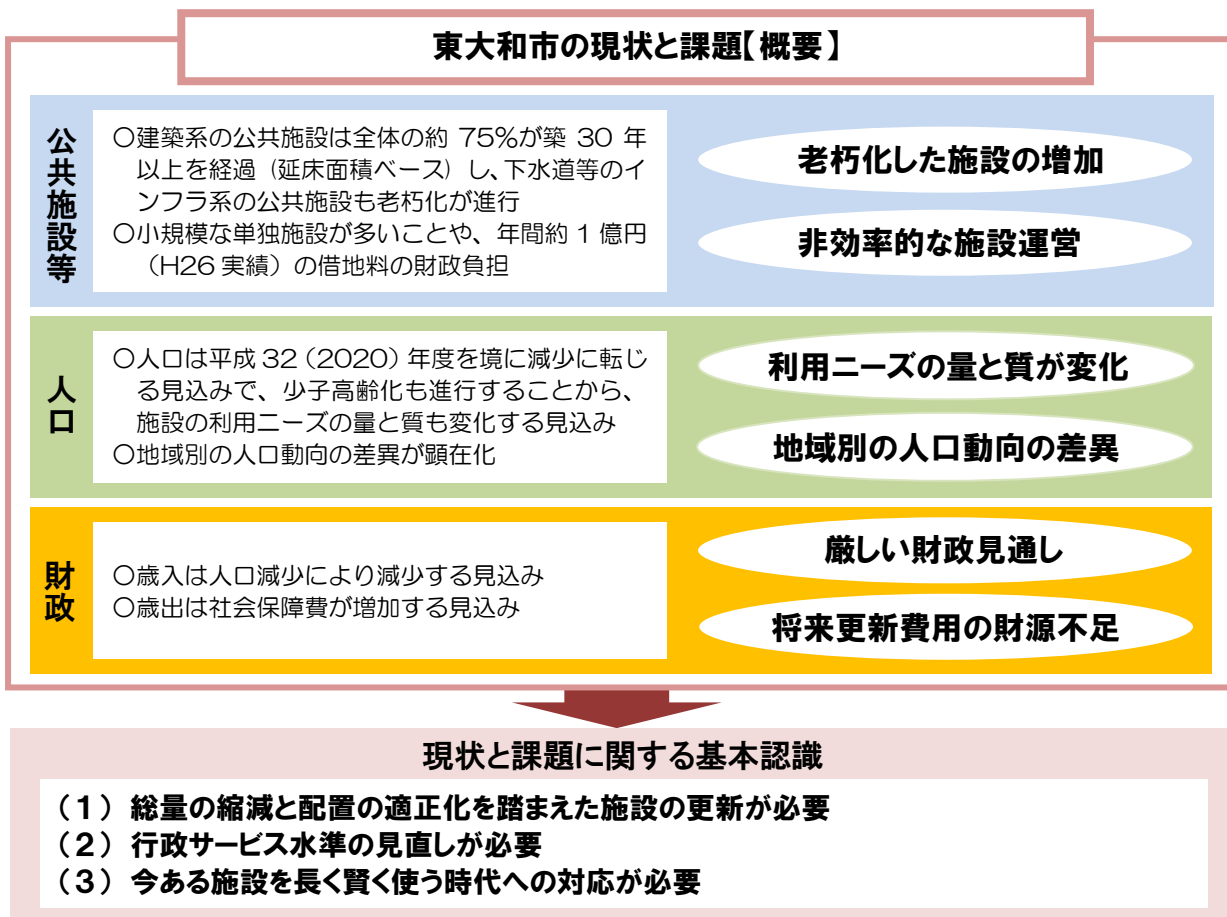


図 2-5 将来の維持管理・更新費用(公共施設等全体)(年度別)

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

第1節 現状と課題に関する基本認識

市では、第2章で取り上げた「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の前提となる「現状と課題」を以下のとおりに整理しました。



第2節 公共施設等適正化三原則

今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、公共施設等の総量や配置の見直しを計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進します。

公共施設等適正化三原則

原則その1 『行動計画(アクションプラン)の策定と実行』

総量の縮減と配置の適正化を踏まえた行動計画(アクションプラン)を策定し、老朽化対策を計画的に行い、財政負担の平準化を図ります。

原則その2 『サービス水準の見直し』

人口や財政の動向を踏まえながら、時代の変化に応じてサービス水準を見直します。

原則その3 『効率的な維持管理の推進』

中長期的な視点に基づく効率的な維持管理を推進することにより、ライフサイクルコストの低減及び平準化を図ります。

第3節 建築系の公共施設に係る基本方針

公共施設等適正化三原則を踏まえた建築系の公共施設に係る基本方針を次のとおりに定めます。

三原則その1 『行動計画(アクションプラン)の策定と実行』	
方針1	人口動向や適正配置に留意しながら計画的に総量を縮減し、適正な配置を目指します。
方針2	更新の検討開始時期を明確にするための施設の評価を行うことで、財政負担の平準化や事務負担の軽減を図ります。
方針3	市全体での集約化として、建築系の公共施設を建替える際には、集約化又は多機能化（複合化）による建替えを検討します。
方針4	小中学校を建替える際には複合化によって周辺施設を可能な限り集約します。
方針5	上記の方針4に該当しない施設についても、地域の中核となりうる施設は、建替えや長寿命化改修の際に周辺の単独施設を可能な限り集約化又は複合化します。
方針6	借地に設置している施設は、存廃の方針を踏まえつつ、可能な限り市有地への移設を図ります。

三原則その2 『サービス水準の見直し』	
方針7	同種類似施設の近接度、現状の利用者数や稼働率及び将来の見通しを踏まえて、機能が重複している施設や利用が少ない施設などを改めて検証し、開館日数やサービス内容について利用実態に応じた見直しを図り、サービス維持と財政負担軽減の両立を図ります。
方針8	所管部門や設置根拠条例を基準とした施設運営を基本としつつ、異なる所管や用途の施設であっても横断的に連携を図り、利用者や利用団体に求められるサービスに柔軟に対応できる体制づくりを目指します。

三原則その3 『効率的な維持管理の推進』	
方針9	公民連携手法（PPP）の積極的な活用を図り、民間施設への移転（施設の活用）や民間資金の活用（PFI等）による更新費用の負担軽減を図ります。
方針10	点検・診断、修繕工事の履歴管理と活用（保全計画の策定）を推進し、営繕事業を横断的に管理し、点検・診断、予算確保及び修繕工事を一元的に実施できる体制を検討します。
方針11	ライフサイクルコストの低減を図る観点から、長寿命化の視点を取り入れた設備の採用及び修繕工法の採用を推進します。
方針12	職員研修への積極的な参加と技術職員の計画的な配置を行い、関係省庁等の指針やマニュアルに準拠した維持管理を推進します。

第4節 インフラ系の公共施設に係る基本方針

公共施設等適正化三原則を踏まえたインフラ系の公共施設に係る基本方針を次のとおりに定めます。

三原則その1 『行動計画(アクションプラン)の策定と実行』	
方針1	新規整備は必要な整備に限定します。
方針2	既存施設で総量縮減が可能な施設は、老朽化状況、利用状況、更新費用の見込みを踏まえて、段階的な縮減を図ります。

三原則その2 『サービス水準の見直し』	
方針3	歩道整備や公園の緑化、子どもや高齢者が安心して利用できる公園内施設（ベンチ・トイレ・遊具等）の整備など、市の魅力を高めるために必要な維持管理や改修を推進します。
方針4	景観との調和や観光推進にも寄与できる道路交通網の整備を推進します。

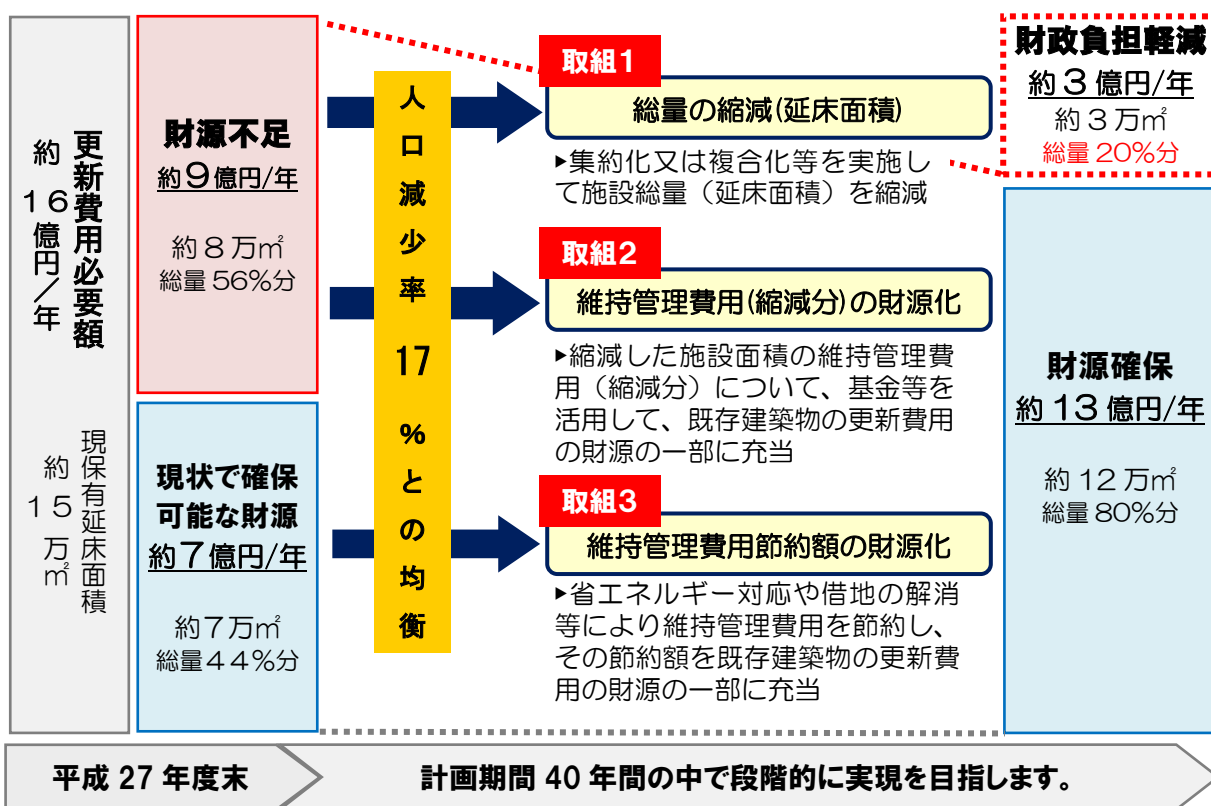
三原則その3 『効率的な維持管理の推進』	
方針5	長寿命化計画（又は類似の保全計画）に基づく計画的な更新を推進し、ライフサイクルコストの低減及び平準化を図ります。
方針6	施設所管課による日常の点検・診断体制と手法の充実を図るために、所管部門との連携や民間事業者の活用を推進します。
方針7	職員研修への積極的な参加と技術職員の計画的な配置を行い、関係省庁等の指針やマニュアルに準拠した維持管理を推進します。

◆ 建築系の公共施設の総量の縮減を図るための取組について

将来更新費用の推計結果によると、現在保有している約 15 万㎡分の建築系の公共施設の全てを更新するためには、年平均約 16 億円の財源が必要ですが、現状で確保可能な財源は、年平均約 7 億円です。つまり、年平均約 9 億円の財源不足が見込まれるため「総量の縮減」に取り組む必要があります（総量 56%分=約 8 万㎡相当が「更新」できなくなる見込）。

ただし、将来更新費用の推計結果に合わせて、約 8 万㎡（総量 56%分）を削減するとした場合には、計画期間である 40 年後の人口減少率（対平成 27 年比）約 17%の減少（将来人口の推計による）を勘案したとしても、行政サービス水準の著しい低下を招く恐れがあります。

そこで、総量の縮減に当たっては、将来更新費用の推計結果を踏まえつつ、将来の人口減少率に応じたサービス維持を図るため、以下の 3 つの取組を推進することで、将来更新費用に係る「財政負担の軽減」と「財源の確保」を図ることとします。



上記のとおり、更新費用の財源不足を解消するための取組として、総量の縮減を推進することから、総量縮減に係る数値目標を下記のとおりに決めました。市では 40 年間の計画期間内で、更新時期を見定めて、徐々に縮減を図っていく必要があります。

なお、目標縮減率の達成を目指す過程においても、全ての公共施設等を一律に縮減するのではなく、必要な整備を行いながら、市民ニーズ等を踏まえて、縮減の対象施設と縮減時期・数量は行動計画（アクションプラン）で具体化していきます。

【目標縮減率】 延床面積約 20% 縮減
 → 延床面積（約 15 万㎡）を 40 年間で、約 20%（約 3 万㎡）縮減

第5節 公共施設等の適正管理を実現するための実施方針

公共施設等適正化三原則、建築系の公共施設に係る基本方針及びインフラ系の公共施設に係る基本方針を踏まえて、以下のとおりに7つの実施方針を定めます。

(1) 点検・診断等の実施方針

- 施設の老朽化状況や過去の修繕履歴等を踏まえて、予防保全の観点から修繕が必要な箇所や改修が必要な設備類の早期発見に努めます。
- 点検・診断結果については所管部門での情報共有を図り、施設の安全性の確保や適切なサービスの提供に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 維持管理・修繕・更新等は計画的・効率的に行うことにより、維持管理費用及び更新費用を平準化し、公共施設等に係るトータルコストの縮減を目指します。
- 不具合が発生してから修繕を行う「事後保全型」の維持管理から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型」の維持管理に転換を図り、公共施設等を良好な状態に保ち、損傷の拡大や施設利用の中断等を招かないように努めます。
- 全ての施設について、経費の節減や公民連携手法の採用可能性を検討し、サービス向上と市の財政負担の軽減に寄与する維持管理の実現を目指します。
- 施設の設置目的や特徴に応じた使用料の見直しや各種の歳入確保の実現を目指します。
- 修繕・更新にあたっては、バリアフリー化、緑化、環境負荷の低減、避難対策の強化等、都市マスタープラン等における都市づくりの方針を踏まえた工事の実施に努めます。
- 今後の修繕及び更新に必要な財源確保のため、公共施設等の整備を目的とした基金の活用を推進します。
- 施設の所管部門においては、公共施設等総合管理計画の進捗管理を行う専任部署との連携を図り、予算の確保や修繕に必要な情報共有を行い、計画的な維持管理を推進します。

(3) 安全確保の実施方針

- 点検・診断等により、施設・設備の安全性や耐久性について、高い危険性が認められた場合には、使用中止を含めた迅速な安全確保策を講じます。
- 用途廃止をした施設については、安全管理を徹底するとともに、施設の速やかな転用又は除却を推進します。

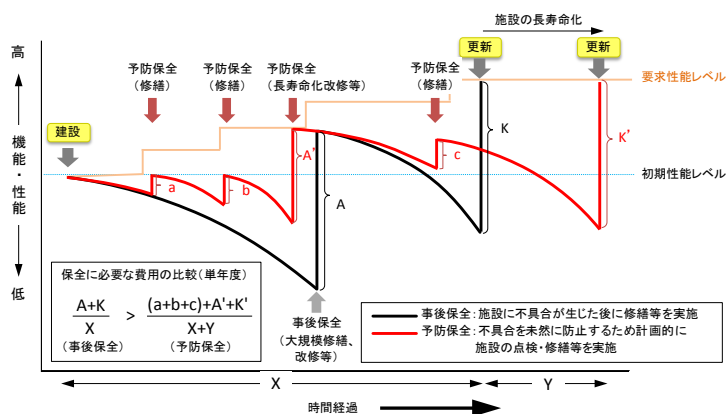
(4) 耐震化の実施方針

- 国等の耐震基準や耐震化の指針に準拠し、適切な耐震性の確保に努めます。
- 避難所に指定されている施設や災害発生時の本部施設等、災害時においても活用が必須である施設については、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などの教訓を踏まえて、市において必要となる耐震化の条件を整理して、今後の改修に活用を図ります。
- 耐震化が未了の施設については、施設の方向性を踏まえた上で、速やかな対応を検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

- インフラ系の公共施設のみならず、建築系の公共施設においても、国等の方針を踏まえた個別施設計画を策定し、計画に基づく適切な改修や維持管理を実施します。
- 施設の更新の際は、可能な限り長寿命化の観点を取り入れた工法や部材の採用を図るなど、コストの低減及び平準化に努めます。

■長寿命化のイメージ（下図は新築時点から比較を行ったイメージであるため、老朽化が進行した時点を基準にすると事後保全と予防保全の差異が下図のようにならない場合もあります）



※要求性能レベル…施設に求められる機能・性能は、耐震基準の見直しやバリアフリー対応等にみられたように、社会的要求や法律改正等によって、通常時間経過とともに上昇します。

(6) 統合や廃止の推進方針

- 建築系の公共施設を中心として総量縮減と最適配置を実現する観点から統合や廃止を推進します。
- 市では、建物の老朽化状況（大規模修繕や建替えの必要性）、民間代替性、利用状況（サービス存続の必要性）、運営の効率性（費用対効果）、他施設への転用の可能性等を踏まえつつ、立地の適正さも勘案して統合や廃止を推進します。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 今後は、公共施設等総合管理計画の進捗管理を行う専任部署を中心に庁内の情報活用の一元化を図るとともに、庁内横断的な検討の際には関係部署の取りまとめを行い、効率的かつ適正な維持管理を推進します。
- 市が直面している公共施設等の老朽化対策を適切に進めるために、所管部門の職員の技術習得と専門資格の取得を推進し、体制の強化を図ります。

第6節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

第1項 全庁的な取組体制の構築

公共施設等総合管理計画の実施にあたっては、公共施設等総合管理計画の進捗管理を行う専任部署を設置し、計画に関する事務を統括し、トップマネジメントを行う市長を補佐します。

なお、全ての公共施設等のあり方について調整することが必要となるため、庁内検討組織の会議を開催し、情報共有・連携を図ります。

第2項 情報管理及び共有方策

全庁的な取組体制によって一元化・集約化された情報について以下の管理及び共有を行います。

- ① 所管部門から集約した情報は、全庁にて共有を図ります。
- ② 行動計画（アクションプラン）の実施状況及び評価の結果は、全庁にて共有を図ります。
- ③ 行動計画（アクションプラン）における事業のうち、市民生活に影響の大きい事項についてはパブリックコメント等を通じて市民意見の把握と反映に努めます。

第7節 フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画に基づく行動計画（アクションプラン）及び個別施設計画の進捗を定期的に庁内で集約して評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、公共施設等総合管理計画は40年間の長期計画としていますが、計画の前提とした社会情勢等の変化が生じた際にも、必要に応じて計画の見直しを行います。

東大和市公共施設等総合管理計画【概要版】

平成29年 2月

発行 東大和市 企画財政部企画課